

改正

平成23年3月25日規則第6号

平成27年3月26日規則第1号

知立市指定管理者選定等審査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、知立市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年知立市条例第21号。以下「条例」という。）第14条第5項の規定に基づき、知立市指定管理者選定等審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公募の実施に関する事項
- (2) 指定管理者の候補者の選定に関する事項
- (3) 指定管理者の管理に対する評価に関する事項
- (4) 指定管理者の指定の取消しに関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(委員及び臨時委員)

第3条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 施設について専門的知識を有する者
- (2) 市の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

- 2 委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員のそれぞれ過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員及び議事に関係のある出席臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員及び議事に関係のある臨時委員以外の者に委員会の会議への出席を求めて、その意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画部財務課において処理をする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日規則第6号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規則第1号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。